

農地利用最適化の推進のための活動

農委会名：八代市農業委員会

1 地域の概要

本市は、九州の中央部、熊本市の南約40kmに位置し、市域は東西約50km、南北約30kmで、約680km²の面積を有している。

東は九州山地の脊梁地帯を形成し宮崎県に境を接し、西は不知火海を隔てて天草諸島を臨む。全面積の約70%が山間地、約30%が平野部からなっており、平野部は日本三急流の一つである球磨川及び氷川などから流下した土砂が堆積してできた扇状地と三角州を基部とした沖積平野と、藩政時代から行われてきた干拓事業により形成されている。

山、川、海そして広大な平野と多様で豊かな自然に恵まれており、特に一級河川の球磨川、氷川のもたらす豊富で良質な水の恩恵を受け、米、野菜、い草など全国有数の農業生産地帯として発展してきた。

果樹は145haで、ギネス世界記録（かんきつ類、ザボン区、重量）にも認定された晩白柚（重量4,859.7g）をはじめ、デコポンや温州みかんなどのかんきつ類のほか栗などが栽培されている。

花きは35haで、電照菊、カラー、トルコギキョウ、ユリなどが栽培されている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 18人（うち、認定9人、女性2人）
- (2) 推進委員数 29人（うち、認定19人、女性1人）
- (3) 事務局体制 7人（専任7人）

3 掲げた目標

- (1) 農地パトロール（利用状況調査）及び利用意向調査の確実な実施
- (2) 遊休農地の解消活動

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 市内全域の農地の利用状況調査を実施。対象農地の所有者等に意向調査書の発出
- (2) 農業委員、農地利用最適化推進委員による遊休農地の解消（再生作業）

5 取り組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

- (1) 遊休農地解消の対策として、市内全域の農地の利用状況調査を実施。
その結果を受け、57件（76筆）に利用意向調査書を発出したところ、37件（47筆）回答があり、うち9件（13筆）が農地中間管理機構の制度を利用したいとの意向であった。
- (2) 解消面積：3,337m²



【農業委員会による遊休農地の解消活動】

6 課題と今後の方針等

- ◇ 耕作放棄地対策
 - ・ 利用状況調査と利用意向調査の確実な実施
 - ・ 関係機関との連携
- ◇ 担い手への農地の集約化の推進
 - ・ 農地中間管理機構の特例事業（農地売買等事業）等の活用

ひかわ農地利用最適化運動

農委会名：氷川町農業員会

1 地域の概要

本町は、熊本県南に広がる八代平野の北部に位置し町の中央部には東から西に県内最大の二級河川の「氷川」が流れている。

総土地面積3,329haの町で、東に丘陵地帯、西部に「西の八郎潟」として全国に名を馳せる、不知火干拓をはじめとした平坦地が広がり、国有林82haを除く3,247haが農業振興地域に指定されている。

近年、農業従事者の高齢化が進む中、担い手不足が大きな課題となっている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち、認定 7人、女性2人）
- (2) 推進委員数 13人（うち、認定11人、女性0人）
- (3) 事務局体制 5人（専任2人、兼任3人）

3 掲げた目標

- (1) 農地の流動化・集積化推進事業 農地集積率 80%（最終目標）
- (2) 人・農地プランの実質化に向けた計画的な取り組み。
- (3) 委員によるすべての農地の土地利用状況調査の実施。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

農地を適正に管理する担い手への集積を図ることを目的として、所有権移転や利用権設定を行った。

全体的な取組みとして、農業委員及び農地利用最適化推進委員全員により、全ての農地の土地利用状況調査や、農地パトロールを実施した。

5 取り組みの成果

- (1) 担い手による適正な農地管理に努め、売り手、買い手ともに有利な制度を活用するため、特に農用地区域内農地については、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理機構を介した売買につなげた。
 - ・管内の農地面積 2,028ha これまでの集積面積 1,383ha
 - ・農地集積率 68.2%
- (2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員を行政区毎にチーム編成を行い、土地利用状況調査を兼ねて農地のパトロールを計画的に行った。
 - ・A分類（再生利用が可能な荒廃農地） 868,312㎡
うち農用地区域 868,312㎡



6 課題と今後の方針等

担い手の高齢化、農業従事者の減少により農地の確保・効果的利用を図ることが困難になっている。

後継者の減少や農業従事者の高齢化により、山間部では遊休農地や耕作放棄地などの増加傾向にある。また、山間部では耕作放棄地が多く、これから益々深刻な問題となるおそれがある。

今後、新規就農者が円滑に参入できるように農地の確保の支援を行い、農地中間管理機構と連携して農地のあっせんを推進し、耕作放棄地を少しでも減らしていくようにしなければならない。